

ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 ふくしま田園観光圏(以下「本団体」という。)は、福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯舘村から成る観光圏域内(以下「域内」という。)の教育旅行プログラムを造成した事業者(以下「助成対象者」という。)に対し、造成に要した経費の一部を助成することにより、域内の教育旅行プログラムが充実し教育旅行の目的地として選定されるよう、ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金(以下「助成金」という。)の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象及び助成額)

第2条 助成金は助成対象者がこの要綱に基づく別表に掲げる事業を実施する場合に、当該事業に要した経費に対して交付する。ただし、次に掲げるものは助成対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動と認められるもの。
- (2) 公序良俗に反するなど、助成対象として不適当と認められるもの。
- (3) その他ふくしま田園観光圏代表(以下「代表」という。)が不適当と認めるもの。

2 助成額は別表に掲げる助成率により算出した額の範囲内において代表が定めた額とする。

(助成対象者の要件)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 教育旅行プログラムの造成及び磨き上げ(以下、「プログラム造成」という。)を行った域内の事業者、域内事業者等で組織するグループや地域づくり団体、域内在住者であること。
- (2) 事業者及び団体については、定款、規則、会則等を有し、代表者が明確であること。
- (3) 国、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体または宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと。
- (5) 事業者、団体及び域内在住者の取組が地域に不利益をもたらすものでないこと。

(助成対象外経費)

第4条 助成対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) プログラム造成に無関係と思われる経費
- (2) 助成対象年度よりも前に発生した経費
- (3) 事業者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、光熱水費、交通費、保証金、敷金、仲介手数料、振込手数料、収入印紙代など)
- (4) 特定の者を利する目的と認められる経費

(5) 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費、親睦会等に係る経費

(6) プログラム造成における資金調達に必要なとなった利子

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付は、予算の範囲内とし、助成対象者につき年度内1回までとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象者は、ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、代表に申請するものとする。

(1) 教育旅行プログラムシート

(2) 成果品の写し又は写真

(3) 収支決算書

(4) 領収書のコピー

(5) その他必要な書類等

2 申請は、先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

4 助成対象は、プログラム造成のための教育旅行プログラムシート作成に着手してから完了するまでの期間にかかった経費とする。

5 申請期間は、当該年度の4月1日から2月28日までとする。

(助成金の交付決定)

第7条 代表は、助成金の交付決定をしたときは、ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その内容等を助成対象者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請は、実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、助成金の額の確定及び通知と併合するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 助成金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を代表に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 本団体は、第7条の規定により交付すべき額を確定した後に、助成金を交付するものとする。

2 助成対象者が前項の交付を受けようとするときは、ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金交付請求書（様式第3号）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 代表は、助成対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2）この要綱又は関係法令に違反する行為があったとき。

2 代表は、前項の取消しの決定を行った場合には、ふくしま田園観光圏教育旅行プログラム造成助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

3 代表は、第1項に基づく取消しを行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象事業	次のいずれにも該当するものであること。 ①地域ならではの教育旅行プログラムであること。 ②教育旅行プログラムとして、スタッフの確保等実現可能性があること。 ③教育旅行の問合せ対応ができる体制を整えていること。 ④複数年にわたって継続して実施できること。
助成対象経費	・プログラム造成に係る物品の購入費用 ・プログラム造成に関連する資料（パンフレット、ワークシート等）やホームページの作成に係る費用 ・ワークシート等の作成に係る講師からの助言を得るために要する費用
助成額	・助成率 <u>2分の1</u> 以内 (1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする) ・上限額 10万円